

白老町介護保険住宅改修 Q&A

(令和3年9月版)

1 手すりの取付け

No.	項 目	質 問	回 答
1	手すりの取付	2階建て家屋で、普段は1階で生活している。 寝室や趣味部屋が2階にあり、手すりを取り付ける工事は、対象となるか。	住宅改修とは、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、日常生活上必要な範囲として保険者が認める場合に住宅改修として対象となります。 まずは、 <u>寝室や趣味部屋を1階へ移す等を検討した上で、なお問題が解決しない場合</u> 、住宅改修での支給対象とします。
2	手すりの種類	靴箱や家具等への手すりの取付けは、支給対象となるか。	作り付けの靴箱や住宅と一体となった家具（備え付け家具）等への手すりの取付けは支給対象となりますが、固定されていないものへの取付けは安全性上の観点から支給対象となりません。 作り付けの靴箱等に取り付ける場合は、固定されていることがわかるよう事前申請時に固定された箇所の写真等が必要です。
3	既存の手すりの撤去	既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても支給対象となるか。	要介護者の身体状況の変化が理由で手すりの取り換えが必要な場合であれば、既存の手すりの撤去にかかる費用も付帯工事として支給対象となります。「住宅改修が必要な理由書」に、身体状況の変化を詳しく記載して下さい。単に老朽化したことが理由である場合は、支給対象とはなりません。
4	手すりの位置の移動	本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は、支給対象となるか。	工賃のみ支給対象となります。

2 段差の解消（付帯工事を含む）

No.	項 目	質 問	回 答
1	上り框の段差緩和工事	上り框の段差の緩和のため、式台を設置したり、段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、固定されたものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、固定されていないものは対象外です。また、上り框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。
2	上り框の段差緩和工事	上り框の段差の緩和のため、踏み台の設置は対象となるか。	踏み台については、原則、金具等で固定してあるものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。固定してあることがわかるような写真を添付して下さい。
3	ユニットバス	既存の浴室をユニットバスに改修することにより、段差の解消を行う場合、住宅改修の対象となるか。	ユニットバスについては、本人に必要な住宅改修の項目ごとに見積金額の按分ができる場合のみ対象となります。「一式」で按分できない場合は、対象外となります。ユニットバスの場合、対象部分と対象外部分が混在しており、工事の全てが住宅改修の対象となるわけではないため、手すりの設置や床材の変更、浴槽の交換（段差の解消）等に関して、見積金額や改修箇所が明確にわかる必要があります。 【認められる条件】 <u>段差解消や滑りの防止として、特定福祉用具（すのこ、浴槽手すり、バスボード）等の活用を検討した上で、なお問題が解決しない場合、住宅改修での支給対象とします。</u> 【対象となる工事例】 ①浴室床材を滑りにくい床材への変更を目的とした浴室床部分の改修 ②脱衣所と浴室の段差解消を目的とする浴室床部分の改修 ③浴室床と浴槽底の高低差があるため、浴槽の跨ぎを低くすることによる段差解消としての浴槽の取替え ④利用者の身体状況に合わせた引き戸等への取替え ⑤立ち上がり用の手すりの取り付け

4	ユニットバス	現在の浴室が古くなったため、ユニットバスに交換する予定ですが、住宅改修として認められますか。	単に古くなったから交換するといった理由では認められません。高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差を適切なものとするために浴槽の取替えをする場合は「段差の解消」として給付対象となります。
5	ユニットバス	浴室と浴槽の段差解消を目的とした浴槽の交換は対象となるが、付属品（シャワー、シャワー金具、蛇口等）についても認められるか。	浴槽の交換については、認められますが、付属品は基本的に認められません。
6	ユニットバス	取り替える場合、浴室乾燥機や照明、鏡、浴槽用の蓋、収納棚、タオル掛け、水栓等は対象となるか。	対象外です。
7	ユニットバス	交換する際に、壁や天井は住宅改修の対象となりますか。	対象外です。
8	排水設備の工事	脱衣所と浴室の段差を解消するために、洗い場の部分を上げることに伴い排水設備を増設（従来の排水溝と脱衣所側へ水が流れないようにするための排水溝を新設する等）した場合は、対象となるか。	改修をすることにより必要となる工事であっても、従来の排水溝は対象とするが、それ以外に設置する場合は支給対象外です。
9	段差の解消	浴槽の入れ替えやユニットバスを設置することにより、段差解消を行う場合、浴槽自体が大きくなる工事は住宅改修の対象になるか。 また、ユニットバスからユニットバスへの段差解消は認められるか。	身体状況から必要性が明らかであり、浴槽の高さや深さのみが変わる場合は、段差の解消として住宅改修の対象となります。ただし、長さや幅が変わり浴槽自体が大きくなる場合は、住宅改修の対象となりません。 ユニットバスからユニットバスへの改修工事も住宅改修の対象となりません。 なお、ユニットバスの場合、対象部分と対象外部分が混在しているため、メーカーからの振分表を確認して、見積書・内訳書に記載して下さい。

10	段差の解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。 また、手動であっても、これらの設置工事は対象外です。 なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。
----	------------	----------------------------------	--

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（付帯工事を含む）

No.	項 目	質 問	回 答
1	滑り止めのゴム	外用階段等に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」としてよいか。	身体状況や家屋状況から必要性が明らかであれば、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」に当たります。
2	腐食した床材	廊下等の床材が腐食して通行に支障が生じている場合は、床材の変更となりますか。	床材の腐食や破損に対しては、身体状況に関係なく、家屋としての機能を維持するために修繕を行う必要があると考えますので、給付対象となりません。
3	床材変更の理由	本人が這って移動しているために膝への負担を軽くするという理由での床材変更は認められますか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められます。
4	通路面の材料変更	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も住宅改修の対象となるのか。	マットを浴室内に敷くだけでは、住宅改修の対象となりません。
5	通路幅の制限	車いす使用者が、床材の舗装等を住宅改修で行う場合、幅の制限はあるか。	原則、0.9m幅を制限とし、車いすの形態により 1.5m幅まで必要な範囲内で給付します。

4 引き戸等への扉の取替え（付帯工事を含む）

No.	項 目	質 問	回 答
1	取手の新設及び交換	窪んだ溝に指をかけて開ける引き戸や握り玉式のドアノブについて、リウマチ等により指が変形したため開閉に支障が生じている場合、レバー式取手を取り付けたり交換する改修は支給対象となるか。	身体的理由に基づき支障をきたしている場合は支給対象となります。
2	引き戸の取替え工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は支給対象となるか。	既存の引き戸が重く、身体状況のため開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
3	扉の取替え	築 30 年の家で、居間の鉄製ドアの錆がひどく、高齢者にとっては重く開かないため、軽いアルミ製のドアに取り替えたいが、支給対象となるか。	このケースの場合、築 30 年経過していることと錆がひどく、扉が重たいという理由から総合的に勘案し、老朽化による扉の取替えと判断します。このため、このケースでは支給対象とはなりません。
4	扉の取替え	「折れ戸から引き戸」は住宅改修の対象となるか。	身体状況から必要性が明らかであれば、支給対象となります。

5 洋式便器等への便器の取替え

【早見表】

○対象工事	×対象外工事
○ 和式便器から洋式便器への取替え ○ 洋式便器の工事 ・便座の高さが高い（低い）洋式便器に取り替える場合（ただし、補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、住宅改修ではなく福祉用具購入費の支給対象） ・洋式便器の向きを変える工事 ○既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式便器を設置（和式便器を洋式便器に取り替えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみを支給対象） ○便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事 ○水洗和式→水洗洋式の工事の場合の給排水工事 ○非水洗和式→水洗洋式の場合は、便器・便座のみ	×洋式便器から洋式便器への取替え（便座の位置が変わらない場合） ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置 ×暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え ×電気工事 ×非水洗和式→水洗洋式の場合の給排水工事、電気配線、天井等の工事

【詳細項目】

No.	項 目	質 問	回 答
1	洋式便器の改修	リフト等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①については、本人の身体状況の変化に伴い、洋式便器の高さを変更する必要がある場合、まずは、特定福祉用具購入品目の補高便座で対応できるか検討して下さい。福祉用具の対応では、困難な場合は住宅改修の支給対象として差し支えありません。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして支給対象として差し支えないです。 ※ ①②の場合、<u>便器の設置前後の高さの違いが分かるように写真の中で高さを表示</u>して下さい。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。
2	洋式便器の改修	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、支給対象に含めて差し支えないです。 ※普通便座付きの便器を購入して、別に洗浄機能等便座を購入することは対象とはなりません。
3	既存洋式便器への洗浄機能の取付工事	既存の洋式便座を洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、支給対象となるか。	介護保険制度において、便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が

			付加された便座に取替える場合は、支給対象外です。
4	既存洋式便器への自動開閉機能の取付工事	既存の洋式便座を身体的事情から自動開閉機能が付加された便座に取替えた場合、支給対象となるか。	上記に準じます。 しかし、筋萎縮性側索硬化症（ALS）の方が障がい等に対応するために、現に使用している洋式便器の機能を変える必要がある場合は、住宅改修の対象となります。
5	既存洋式便器への洗浄機能の取付工事	パーキンソン等により既存の洋式便器の便座の高さが高いため、便座の高さが低い洋式便器に変更する場合は支給対象となるか。	身体状況により立ち上がりが困難等の場合、支給対象となります。
6	既存洋式便器への洗浄機能の取付工事	和式便器から洋式便器に取り替えするにあたり、電気工事が必要となるが、支給対象となるか。	電気工事は住宅改修の支給対象外です。
7	和式便器の腰掛式への変換について	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。 （住宅改修の支給対象とはなりません）
8	洋式トイレの向きの変更	身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は対象となるのか。	障がい等の身体的事由に対応するため、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も住宅改修の対象となります。
9	認められる水洗化工事の範囲	便器の取り替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められているが、具体的にどの部分になりますか。	非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合の「水洗化」の工事を対象から外しています。 「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取り替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、排水管の長さや位置を変える場合を想定しています。
10	移設	現在使用している和式便器を取り壊し、別の場	和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設

		所に新たに洋式便器を設置した場合は、支給対象となるか。	置する場合は、和式便器を洋式便器に取り替えたこととなるため、対象となります。 しかし、既存の和式便器のトイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えに当たらないため対象となりません。
11	仮設トイレ	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が数日かかるため、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置にかかる費用は、支給対象となるか。	付帯して必要になる住宅改修は、便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は給付対象とはなりません。
12	複数被保険者	同一世帯に2人（夫婦）の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思いますが、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）を妻（要介護1）その床段差の解消と手すりの取付けについては夫（要支援1）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能ですか。	それぞれの工事について、住宅改修の必要性があり、重複しなければ可能です。 便器取替えはその床段差の解消まで含めて一体的な工事であるため、重複すると考えます。 手すりについては、重複していないので可能です。
13	付帯工事	男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、付帯して必要となる住宅改修に該当するか。	単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものと考えます。しかし、間仕切りを撤去しないと便器の据え付けができない場合や要介護者等が福祉用具を利用する必要があり、それを利用して中へ入ることができない場合は、洋式便器等への便器の取替えに伴う付帯工事として住宅改修の対象とします。
14	付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、壁の壁紙（クロス）も張り替えますが、付帯工事の対象となりますか。	対象外です。

15	付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、手洗いの設置やペーパーホルダー（紙巻器）を設置しますが、住宅改修支給の対象となりますか。	対象外です。
16	付帯工事	不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象となるか。	これらの費用は、「引き戸等への取替え」「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、当然付帯する行為であることから給付対象になると考える。
17	洋式便器等への便器の取替え	和風改造用腰掛便器（商品名：TOTO スレット、INAX 和風アタッチメント）は住宅改修の支給対象となるか。	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは福祉用具購入の支給対象となりますが、配管工事が必要で、工事後取り外しができないものについては、住宅改修の対象となります。 ※給水工事（タンクから出ている洗浄管と和風改造用腰掛便器を接続）を伴うこと、固定工事（ネジで床固定）が必要のため。 (1) 和風改造用腰掛便器単体での使用は不可能なため便座を加えて一体なものとして住宅改修として算定可。 (2) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもので、固定及び給排水工事を伴わないものは、住宅改修ではなく、福祉用具購入の支給対象。 (3) 洋式便器の上に置いて使用する洗浄機能付き補高便座本体は、福祉用具購入の対象とし、その取り付けに伴う給排水工事等は自己負担とする。
18	洋式便器等への便器の取替え	非水洗和式便器から水洗洋式便器へ交換する場合については、支給対象となるか。	便器本体工事と共に水洗化の工事が行われますが、このような場合、水洗化の工事は対象外です。「便器の交換」に付帯する給排水設備工事として想定しているのは、すでに水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、排水管の長さや位置を変える工事です。

19	床面の工事	和式便器から洋式便器に取り替える場合に床面の工事についても対象工事となっているが、上張りの部分だけでなく基礎の部分（根太やコンクリート）も対象となるか。また、便槽の部分や便槽に付帯するパイプ部分も対象となるか。	便器の取替え時に付帯する工事として床の基礎部分（根太、コンクリート）も含まれる。なお、便槽と便槽付帯のパイプについては、支給対象外です。
20	設備工事（給水、電気配線工事）	和式便器から洋式便器に取り替える場合に洗浄機能と暖房機能が付加された便座にする場合、給水と電気工事が必要であるが支給対象となるか。	対象外です。

6 工事全般について

No.	項 目	質 問	回 答
1	母屋と離れの間の渡り廊下について	二世帯住宅等で母屋と離れが軒を隔てて隣接している場合、2つの建物の間に渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差の解消及び手すりの取付け、並びにこれらの付帯する工事として保険給付の対象となるか。	身体状況の理由がある場合、保険給付の対象となります。
2	店舗部分の改修	個人で商店を営んでおり、昼間は居宅に併設された店舗にいる場合、店舗内に手すりや踏み台を設置する工事は支給対象に該当しますか。	店舗内に設置する設備の費用は、営業用の経費と考えますので、対象外です。
3	新築工事の竣工日以降の改修工事について	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	新築時に介護保険の住宅改修を行うことは、資産の形成にあたるため、できません。 ただし、竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の

			支給対象となります。しかし、住宅が竣工していても、居住していない場合は住宅改修はできません。 ※ 竣工日とは、建築基準法における検査済証の交付年月日になります。なお、検査済証で確認できない場合は、登記事項証明書または登記簿謄(抄)本の「表題部（主たる建物の表示）」（共同住宅の場合は「表題部」（専有部分の建物の表示）」）の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日（新築）になります。 ※ 新築工事の竣工日以降の改修工事の場合、竣工日を上記いずれかの書面（原本）により確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。
4	新築工事の竣工日以降の改修工事について	家を新築して引っ越しした後、新築したことに伴って敷地内を舗装する外構工事を行う予定であるが、それに合わせてスロープを設置することは住宅改修として認められるか。	あくまで住宅改修は既存の住宅の状況等に基づき必要性を判断するものであり、建物全体が竣工した後でも外構部分はまだ何も工事がされておらず、これから施行しようとする場合は新築するのと同様に、改修とは認められない。
5	写真の日付について	住宅改修費の支給申請時に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとなっているが、日付機能の無い写真機の場合はどうすればいいのか。	<u>写真の中に日付が入っていることが必要</u> ですので、工事現場等で黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込む等の方法で撮影して下さい。
6	写真の日付について	写真に日付を入れ忘れたため、手書きで撮影日を記入してもいいですか。	手書きの記入は不可です。事前申請や支給申請時の写真に日付が無い場合は、日付の入った写真に撮り直して再提出していただきます。
7	支給対象外の工事が発生した場合	諸経費は全額支給対象としてよいのか。	対象部分にかかった諸経費のみ支給対象となりますので、工事全額の中の支給対象部分の金額の割合で按分し、算出した金額以下を支給対象とします。
8	支給対象外の工事が発生した場合	値引きをしている場合、対象部分の値引きもする必要はあるか。	諸経費と同様に、工事全額の中の支給対象部分の金額の割合で按分し、算出した金額以上を値引きして下さい。

9	工事内容の追加や 内容変更	事前に承認を受けた工事に、追加や内容変更が生じた場合、どのように対応したらいいか。	原則、追加・変更工事は認められません。必ず施行前に保険者へ確認して下さい。事前にケアマネジャーから相談があった場合は内容を確認して、事後の申請等で写真など必要書類を確認できれば支給対象となる場合もあります。 例) 縦手すりを横手すりに変更する場合等
---	------------------	---	---

7 支給関係について

No.	項 目	質 問	回 答
1	新規申請中の住宅改修	要介護認定申請中に住宅改修の事前申請を行い、承認を受け、工事を着工・完了したが、まだ認定結果が出ていない場合、支給申請はできるか。	必ず事前申請書を提出し、承認決定を受けてから着工して下さい。 原則、住宅改修費の支給申請は認定結果が出てから行うことになります。今回のケースで、認定結果が自立（非該当）となった時は、支給の申請はできず、全額自己負担となります。
2	申請中の住宅改修	要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能か。	認定申請中であっても、事前申請を行うことはできますが、理由書が必要となります。 ただし、認定結果が自立（非該当）となった場合は、支給の申請はできず、全額自己負担となります。
3	区分変更及び更新申請の結果	住宅改修の着工時点では要介護（要支援）認定を受けていた者が、その後の区分変更及び更新申請の結果、非該当になった場合、支給申請は可能か。	総工事期間の内、要介護（要支援）認定の有効期間末日までに完成された部分の工事費用についてのみ住宅改修を支給する。 ※ 工事着工前に非該当となった場合は、支給対象とならない。
4	支給額	住宅改修支給額は、対象額の9～7割となると思われますが、小数点未満切り捨てかそれとも切り上げか。	支給額は小数点未満切り捨てとなる（自己負担額は切り上げ）。 例) 対象額が 20,952 円で、本人負担が1割の場合 支給額 $20,952 \text{ 円} \times 90\% = 18,856.8$ （支給額：18,856 円） 本人負担額 $20,952 \text{ 円} \times 10\% = 2,095.2$ （負担額：2,096 円）

5	消費税の取扱い	見積書、工事内訳書等での消費税額の計算において、端数が生じた場合は切り上げとなるのか、それとも切り捨てとなるのか。	計算方法の定めは無く、切り上げ、切り捨て及び四捨五入のどれを採用するかは事業者の任意である。一般的には利用者負担の少ない切り捨てを採用する事業者が多い印象があります。
6	消費税の取扱い	見積書、工事内訳書等での消費税額の計算において、10 円未満を切り捨てすることは認められるのか。	1 円未満を切り上げ、切り捨て及び四捨五入のどれかを採用するかは事業者の任意ですが、10 円未満を切り捨て等することは認められません。 例) 工事費 27,729 円の場合 消費税 10% : 30,501 円または 30,502 円 (認められる) 消費税 10% : 30,500 円または 30,510 円 (認められない)
7	領収書	支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に工事代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書を添付すればよいのか。	あくまで被保険者本人宛の領収書が必要です。
8	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、トイレ、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。
9	死亡	在宅の被保険者が、着工時点においては存命であったが、完了目前に死亡した場合において、住宅改修費の請求は可能か。	住宅改修中に被保険者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分に限り、介護保険の給付対象として申請できます。
10	償還払いの振込口座	償還払いの場合で、振込先を本人ではなく家族の口座に指定することは可能ですか。	あくまでも被保険者本人の住宅改修であるため、償還払いの場合、原則、本人口座への振り込みとなります。 ※ ただし、本人が死亡している場合は、「受領委任状」を提出のうえ、家族等の相続人へ振込します。

11	負担割合	2～3割負担となる者に対する居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなるのか。	領収書記載日時点における負担割合を適用することとなる。 ※負担割合及び有効期間については、必ず「介護保険負担割合証」で確認して下さい。
----	------	---	--

8 申請手続きについて

No.	質 問	回 答
1	申請関係の書類への押印は実印でなければならないのか	実印である必要はありませんが、朱肉を使う認め印をお使いください。
2	理由書の訂正はどのようにしたらよいか。	ケアマネジャーの印で訂正してください。 ただし、請求書と同意書は訂正不可となりますので、訂正がある場合は差替えして下さい。
3	申請書を書き間違えたが、どのように訂正したらよいか。	2重線を引いたうえで、申請書に押した申請者の印で訂正して下さい。修正テープによる訂正は受付できません。 申請者氏名は戸籍上の漢字を記入して下さい。申請者氏名は訂正できません。
4	町営住宅の場合の住宅改修の承諾はどのようにしたらよいか。	町建設課に住宅改修についての承諾について申請し、交付された承諾書を事前確認時に提出して下さい。
5	住宅の所有名義人が死亡している場合、同意書はどのように記入したらよいか。	法定相続人により同意書を記入していただいて差し支えありません。 例えば被保険者（妻）が改修を行う自宅が亡夫名義の場合、被保険者本人（妻）が同意書を記入して下さい。
6	申請書の日付はいつにすればよいか。	実際に申請提出を行う日付を記入して下さい。 なお、記入した日の内に申請提出ができない場合でも申請書を書き直す必要はありません。（介護保険 G の窓口で受け付けた日を申請日として取り扱います）

9 その他

No.	質 問	回 答	
1	生活保護受給者の住宅改修	年齢が 65 歳以上で、生活保護を受給している方の住宅改修の手続きはどのように行うのか。	(1)事前申請は通常どおり介護保険 G に申請し、承認の可否を受けて下さい。同時に事前申請必要書類の写しを胆振振興局社会福祉課保護第 1 係（生活保護担当）に提出し自己負担分請求に係る必要書類を確認して下さい。 (2)工事完了後、通常どおり介護保険 G に事後申請を行って下さい。同時に事後申請必要書類の写しを胆振振興局社会福祉課保護第 1 係（生活保護担当）へ提出し、自己負担分を請求して下さい。
2	みなし 2 号の住宅改修	みなし 2 号の住宅改修はどのように申請するのか。	みなし 2 号の方は介護保険被保険者でないため、介護保険による住宅改修に係る承認・支給申請は受け付けできません。生活保護費より介護扶助として全額支給することとなりますので、諸手続きは胆振振興局社会福祉課保護第 1 係（生活保護担当）へご相談下さい。
3	住宅の所有者の承諾書	住宅の所有者の承諾書の提出はどんな場合に必要ですか。	住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、「住宅改修に係る承諾書」が必要となります。 ※本町の場合、過度の事務負担を避けるため、同居の親族が所有者の場合は省略できることとしています。
4	住宅の所有者の承諾書	「住宅改修に係る承諾書」が必要な場合で、何回かに分けて住宅改修を行う場合、その都度「住宅改修に係る承諾書」は必要ですか。	申請ごとに住宅改修箇所が異なるため、申請の都度「住宅改修に係る承諾書」が必要となります。
5	住宅の所有者の承諾書	共有名義の場合、そのうち 1 人からの承諾書があればいいですか。	共有名義の場合、所有者全員の承諾が必要となります。

6	住宅の所有者の承諾書	賃貸住宅で改修する住宅の名義人が死亡している場合、住宅の所有者の承諾書はどうすればいいですか。	住宅の所有者は相続人になりますので、死亡した名義人ではなく、相続人から承諾をもらって下さい。
7	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	対象外です。
8	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。
9	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が別荘に一時的に身を寄せている場合、住宅改修を行うことができるか。	別荘等で住民票の住所と生活実態地の住所が異なる場合は、対象外です。
10	入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことはできるか。また、施設等を退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に保険者に確認した上で住宅改修を行い、 <u>退院後に支給申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考えます。</u> 施設等を退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取りつかって差し支えないです。
11	着工後の入院	在宅の被保険者が、住宅改修の着工をし、着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合には、取り扱いはどうなるのか。	要介護者が入院するまでに工事が完了した部分が保険給付の対象となります。

12	認定有効期間を超えての住宅改修	認定有効期間内に着工したが、工事完了が認定有効期間外になってしまった場合、保険給付はどこまでできるか。	着工後の死亡例に準じ、認定有効期間内に工事が完了している部分が保険給付の対象となります。 ※ただし、保険給付の明確な線引きが困難であるため、認定有効期間内に工事完了するようにして下さい。
13	蛇口の交換	手の拘縮等により、蛇口のハンドル式水栓が回せなくなったため、レバー式水栓に交換する工事は給付対象となるか。	対象となる住宅改修の種類に該当するものが無いため、対象外です。
14	複数被保険者	同一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修はどのようにすればよいか。	各々の要介護者に対して有益な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとします。 例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行った時は、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能ですが、共用の居室について床材の変更を行った時は、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。
15	住宅改修の目的	趣味嗜好を目的とした移動等に係る改修やリハビリを主目的とした改修は支給対象となるか。	対象外です。
16	追加工事の時期	前回行なった住宅改修の支給申請をまだ提出していませんが、別の住宅改修を行いたいため、事前申請を提出することはできますか。	住宅改修の残高により工事対象額が変わる場合がありますので、前回の工事に対する支給申請を提出してからでないと、事前申請を提出することはできません。
17	質問・立入検査等	町職員が工事前や工事後に改修箇所の確認をする場合があると聞きました。また、追加で書類の提出を求められることはありますか。	介護保険法第45条第8項、第57項第8項の規定により、工事前や工事後の改修箇所の確認を行ったり、関係者（ケアマネジャーや施工業者等）に対して、報告、追加書類の提出や提示等を求める場合があります。

10 根拠法令等

法令・条例等の定め	〈居宅介護住宅改修の支給〉 介護保険法第 45 条、介護保険法施行規則第 74 条、同法 75 条 〈介護予防住宅改修費の支給〉 介護保険法第 57 条、介護保険法施行規則第 93 条、同法 94 条
告示・基準など	厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類 (平成 11 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 95 号) (最終改正 平成 12 年 12 月 28 日 厚生労働省告示第 481 号) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び週宅改修の取扱いについて (平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号) (最終改正 平成 28 年 4 月 14 日 厚生労働省通知 老高発 0414 第 1 号) 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について (平成 12 年 3 月 8 日企第 42 号) (最終改正 平成 21 年 3 月 13 日 老計発第 0313002 号 老振発第 0313004 号 老老発第 0313004 号)
介護保険最新情報	Vol.543 (平成 28.4.14) 及び Vol.664 (平成 30.7.13)「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正